

留学期間中（BIE Program除く）の日本学生支援機構奨学金の取り扱いについて

日本学生支援機構において、留学期間中(BIE Program除く)の奨学金は次のとおり取り扱うことが定められています。
日本学生支援機構奨学生は、留学決定時・帰国後すみやかに必ず学生部へ行き、各自所定の手続きを行ってください。
これらの手続きを怠った場合、奨学金の継続や復活がされない、または廃止される場合がありますので注意してください。

休学して留学する場合			学籍の状況	在学のまま留学する場合		
高等教育の修学支援新制度		貸与型奨学金		高等教育の修学支援新制度		貸与型奨学金
授業料減免	給付型奨学金	【第一種】 【第二種】	奨学金の種類	授業料減免	給付型奨学金	【第一種】 【第二種】
減免停止の「申請書」を提出。	奨学金休止の「異動願（届）」を提出。	奨学金休止の「異動願（届）」を提出。 ★ 1	留学前 の手続き	学生部へ相談 ※減免停止になる場合があります。	学生部へ相談 ※休止になる場合があります。	
申請時期にポータルサイトでお知らせします。			留学中 の手続き	申請時期にポータルサイトでお知らせします。		
	毎年4月・7月・10月に 在籍報告 (WEB申請) が必要。 ★ 3				毎年4月・7月・10月に 在籍報告 (WEB申請) が必要。 ★ 3	
			留学 終了後 の手続き	毎年2回 (各学期の末日までに) 減免継続の 「申請書」を提出。 ★ 4	毎年12月～1月頃に 継続手続き（WEB申請）が必要。 ★ 4	
減免停止の解除の「申請書」を提出。	奨学金復活の「異動願(届)」を提出。 ★ 2			留学期間終了後 引き続き減免が 継続されます。 ★ 5	留学期間終了後 引き続き奨学金が 継続して振込されます。 ★ 5	
休学により卒業期が伸びた場合、 支援・貸与終期は最短修業年限まで。			復学後 の取扱い	留学により卒業期が伸びても、 支援終期の延長なし。		
				【第一種】 卒業期が伸びても、貸与終期の延長なし。 【第二種】 留学で卒業延期の場合、1年以内の範囲で貸与期間延長の申請が可能。		

- ★ 1 留学期間が3ヵ月以上で、学籍の身分は「休学」だが留学期間中も引き続き貸与を希望する場合は、「留学奨学金継続願」を提出してください。承認が得られた場合のみ、留学期間中の継続貸与が可能となります。
詳細については学生部窓口にて確認してください。
継続貸与の承認が得られなかった場合や、留学期間中の継続貸与が不要の方は、「休止」の手続きを行ってください。
- ★ 2 復学時に復活の「異動願（届）」の提出がない限り、奨学金の振込は再開しません。
また、休学時に振込超過が発生し、その返金が未完了の場合、復学の際に奨学金の復活（振込の再開）はできません。

- ★3 在籍報告について
- 毎年4月・7月・10月に「スカラネット・パーソナル」から報告（WEB申請）が必要です。
- 未手続きの場合は、奨学金の振込が「保留」され、状況によっては「停止」（支給月数が減少する）場合があります。
- 報告期限は月ごとに異なります。報告時期にポータルサイトでお知らせしますので、見逃さないでください。
- ★4 継続手続きについて
- 日本学生支援機構奨学金は、毎年12月～1月頃に「スカラネット・パーソナル」から手続き（WEB申請）が必要です。
- 授業料減免継続申請は、半期ごとに「申請書」の提出が必要です。
- 申請時期にポータルサイトでお知らせしますので、見逃さないでください。

★5 適格認定について

	家計審査	学業審査
修学支援新制度	年1回（8～9月頃）	学部生は年1回（3月頃）、短大生は年2回（9月・3月頃）
貸与奨学金		年1回

適格認定の審査の結果、継続手続きを行ったとしても、奨学金の振込や授業料減免の支援が「停止」や「廃止」となる場合があります。

日本学生支援機構 第二種奨学金（短期留学）について

3ヵ月以上1年以内の短期留学を希望する場合で、次の（1）～（3）のいずれかに該当する留学の場合に申請できます。国内での奨学金貸与状況により申請可否が異なります。

- （1）国内在籍学校の学生交流に関する協定等に基づく留学
- （2）取得した単位が国内在籍学校の単位として認定される留学
- （3）大学院在籍中の学生の研究留学で、国内在籍学校長が有意義と認めた留学

現在の国内での奨学金貸与状況	申請手続き
貸与なし (留学中のみ貸与を希望)	第二種奨学金（短期留学）を新たに申請。
第一種奨学金を貸与	第一種奨学金と第二種奨学金（短期留学）の併用貸与が可能（ただし、家計基準の審査により、申請できない場合があります。） 第一種奨学金は「留学奨学金継続願」で継続貸与を申請し、第二種奨学金（短期留学）は新たに申請してください。
第二種奨学金を貸与	第二種奨学金（国内）と第二種奨学金（短期留学）の重複貸与は不可。 ただし、「留学時特別増額貸与奨学金」を希望する場合は、第二種奨学金（国内）は「異動願（届）」で休止の手続きを行い、第二種奨学金（短期留学）は新たに申請してください。

留学期間中の奨学金に関するお知らせ・お問い合わせについて

奨学金の各種手続きにおいては、原則、個別に連絡することはありません。手続き時期に本学HPやポータルサイトにてお知らせしますので、留学中に手続きが発生する場合は、定められた期限内に手続きを完了してください。

ただし、急用によりご本人への連絡が必要となった場合、学校の登録メールアドレス（学籍番号@mail.ryukoku.ac.jp）に連絡する場合がありますので、見落としや忘れのないよう、注意してください。

なお、不明点等あれば、事前に学生部窓口（深草・瀬田）で問い合わせてください。

	学生部窓口	窓口受付時間	電話番号	メールアドレス
深草・大宮学舎対象	4号館 1階	9:00～17:00 (毎週火曜日は10:45～17:00)	075-645-2067	shogakukin@ad.ryukoku.ac.jp
瀬田学舎対象	4号館 地下1階		077-543-7886	

※土日祝は閉室

※夏期・冬期休暇中は、時間短縮や閉室している場合がありますのでご了承ください。